

伊勢志摩国立公園の公園計画の変更について

1. 変更の理由

伊勢志摩国立公園は、三重県中央部の志摩半島一帯を区域とし、海岸部は紀伊半島東端の志摩海岸からその西につながる南伊勢町の海岸まで、内陸部では伊勢神宮及び宮域林一帯が含まれている。昭和21年11月20日に戦後最初の国立公園として指定され、その後、平成12年の第4次点検までに数回の計画変更が行われている。

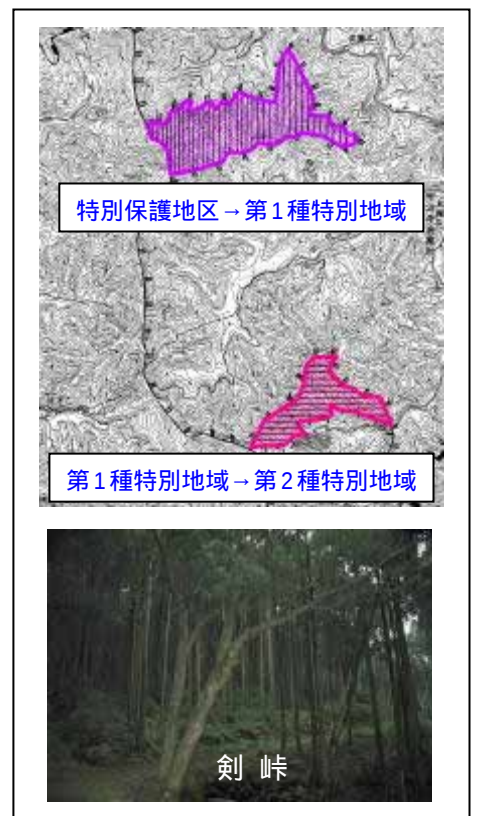
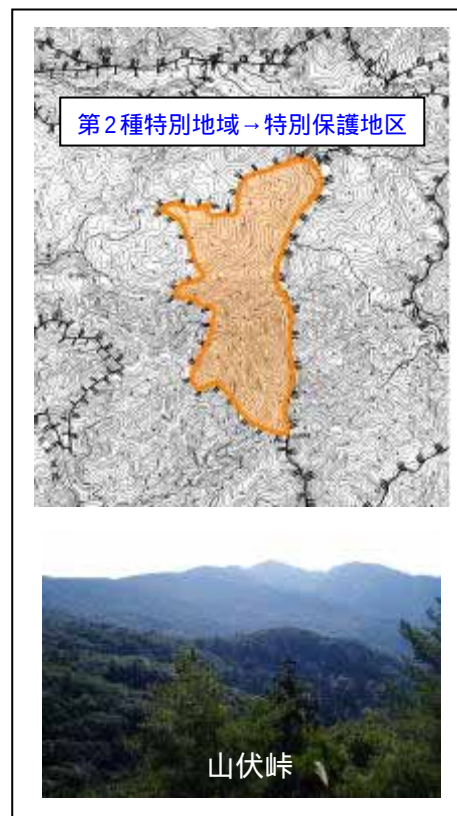
今回は、その後の公園を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本公園の保護及び適正な利用を増進する観点から、公園計画の変更（第5次点検）を行う。

2. 変更案の概要

(1) 保護規制計画の変更

ア 伊勢神宮林である山伏峠西斜面の良好な天然林の厳正な保護を図るため、第2種特別地域から特別保護地区に変更する（128ha）。

また、同じく伊勢神宮林内において、間伐等の適切な森林管理を実施する必要がある箇所を特別保護地区から第1種特別地域に（69ha）、ヒノキの人工林を第1種特別地域から第2種特別地域（30ha）変更する。



イ 毎年、志摩半島の海岸部分にはアカウミガメが産卵のために上陸しているが、中でも志摩市志摩町の日和浜・参宮浜(5ha)および広の浜(7ha)には上陸数が多い。このことから、前者については周辺の第1種特別地域と一体的な保護を図るため第3種特別地域を第1種特別地域に、後者については第3種特別地域を第2種特別地域にし、あわせて両地区に乗入れ規制地区を指定する。



三重県志摩市
日和浜・参宮浜、広の浜



日和浜



広の浜

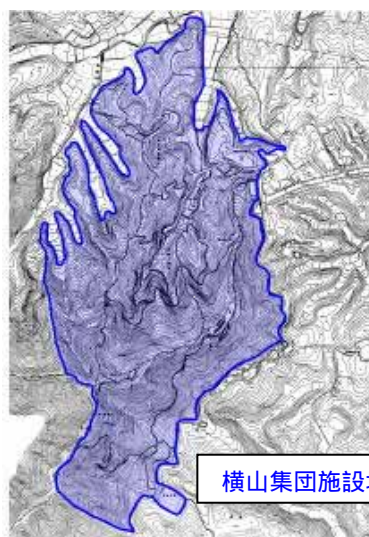
(2) 利用施設計画

ア 集団施設地区の追加

当公園の最も重要な景観の一つである英虞湾のリアス式海岸を最も良い状態で俯瞰することのできる位置にあり、園地、博物展示施設等の整備がなされている志摩市阿児町の横山地区について、当公園の主要な利用拠点として、さらに総合的な整備や適切な利用を推進するために集団施設地区を追加する。



三重県志摩市・横山の一部
(51.0ha)



横山集団施設地区



横山ビジターセンター

イ 単独施設の変更

上記「ア」の横山集団施設地区に振り替えるため、阿児町横山地区の園地及び博物展示施設を削除する。また、利用実態に合わせて将来的に整備の見込みのない宿舍計画（志摩市磯部町恵利原）を削除する。

ウ 歩道の変更

「近畿自然歩道」のうち、伊勢市二見町の区間については、夫婦岩を眺望しやすい海岸ルートに変更する。また、答志島の区間については、近畿自然歩道として、山間部と海岸部の双方の自然探勝が可能なルートに変更する。

